

公 表 第 10 号

地方自治法第199条第1項及び第2項による財務監査及び事務監査を同条第4項に基づき実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので公表します。

令和8年9月1日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	永 田 一 伸
久留米市監査委員	秋 永 峰 子

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日 程	指摘事項 件数	意見 件数
総合政策部	総合政策課、創生戦略推進室、財政課、広報戦略課、移住定住促進センター、東京事務所	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和8年4月1日 ～令和8年8月31日	0	1
総務部	総務課、法制室、情報政策課、人事厚生課、人材育成室、行財政改革推進課、財産管理課、契約課、工事検査課、防災対策課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和8年4月1日 ～令和8年8月31日	4	1
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和対策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和8年4月1日 ～令和8年8月31日	2	2

令和7年度における財務に関する事務の執行及び公有財産の管理並びに行政の組織、機能、事務処理の手続及び方法などの行政運営全般を監査の対象とした。特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点項目とした。

第3 監査の着眼点・主な実施内容

事務ミスの再発防止に対する職員の意識向上や、内部統制が有効に機能するための取組への支援に意を用いながら、次の視点を持って監査を行った。

- ① 合規性（事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか）
- ② 経済性、効率性、有効性（最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか、手続等に改善できる余地はないかどうか）
- ③ コンプライアンスの確保（事務執行に当たり、不適正な処理の防止等に係る取組を行っているかどうか）

監査は、関係書類の照合、検査、関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められた。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【総合政策部】

意 見

《事務監査》

都市計画税は、地方税法第702条に基づく目的税であり、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市街化区域内にある土地・家屋に対して課される。これは、都市計画事業等の実施に伴う都市環境の改善などを通じて資産の利用価値が向上するという応益税としての性格を持つ。また、市町村が地域の実情に応じて課税の有無や税率を自主的に決定できるため、市民や議会に対する説明責任は他の税目よりも重いといえる。

本市の都市計画税収は年々増加しているものの、その充当対象である街路事業や公園整備事業といった都市計画事業は増えていない。その結果、令和8年度予算においても、税収の大部分が下水道事業会計への繰出金に充てられている。これは、街路や公園などの都市計画事業の整備が一定進んだことによるものだが、下水道事業の整備区域には市街化区域以外も含まれている。都市計画税は市街化区域内の納税者のみが負担するものであり、受益と負担の均衡や納税者への説明責任の面で課題があると思われる。

今年度は、新たな総合計画『久留米未来デザイン計画2035』が始動し、都市計画マスタープランの改定も進められている。人口減少に向き合った持続可能なまちづくりに向けて、今後のネットワーク型のコンパクトな都市づくりを推進するために、中長期的なインフラ整備とその財源について再考すべき機会である。「魅力ある快適な都市づくり」の実現のために、目的税である都市計画税を財源として活用する道筋と、納税者の理解を得られる使途のあり方を、都市建設部と連携して検討されたい。

【総務部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔契約事務〕

- (1) 請書と仕様書を綴じているが、割印を行っていないため、ページの差替えが可能な状態となっているものがある。
- (2) 契約において、書面による承認を行わずに再委託を行っているものや、再委託先の暴力団排除等に係る誓約書の写しの提出を受けていないものがある。
- (3) 転貸借契約において、転貸借期間が変更となっているにもかかわらず、変更契約を締結していないものがある。
- (4) 除草業務において、受託業者に刈草等の処理について明確に指示をしていないため、市外の産業廃棄物の中間処理場へ搬入しており、一般廃棄物のいわゆる「域内処理の原則」が徹底されていないものがある。

《事務監査》

少子高齢化の進展に伴う若年人口の減少と公務員の魅力低下により、地方公務員の志願者が減少していることから、人材確保が地方公共団体の大きな課題となっている。本市においても、令和7年度職員採用予定者に約10名の内定辞退者があったとのことである。さらには、令和7年度の早期退職者は43名に上るとのことであり、その結果、技術系や情報系の専門職不足も生じており、組織体制の維持が厳しい状況になりつつある。

こうしたなか、オフィス改革の推進や子育てしやすい職場環境づくりへの取組などに努めている点は評価するが、通年での軽装勤務や開庁時間の短縮、育休取得者の同僚への手当支給など、他の中核市などで進む柔軟な働き方につながる取組の導入や検討は進んでいないと思われる。

学生や民間経験者に選ばれる自治体となるために、働きやすい職場環境の整備について、検討を進められたい。

また、行政ニーズが多様化、高度化するなか、限られた経営資源で市民サービスを維持するには生成AIの積極的活用などのDXによる業務改革が不可欠である。標準化対応への注力が続くなか、DXの取り組みに対して、組織における意識の温度差があることから、今後は全庁的にスピード感を持って推進していく必要がある。

情報政策課、行財政改革推進課並びに人事厚生課が連携し、各部局が主体性を持って具体的な取組目標の設定と進捗管理を図る枠組みを設けるとともに、DXを現行業務の改善プロセスとして定着させ、定員管理計画を見直すなど、時代に対応した組織づくりを進められたい。

【協働推進部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔タクシーチケット管理事務〕

タクシー乗車券を職員以外の者に交付する際に必要な、「乗車する者の氏名の記入」がなされていないものがある。

〔公用車管理事務〕

公用車管理において、運転者の運転前後の酒気帯びの有無の記録が確認できないものがある。

《事務監査》

(1) 人口減少の進展や人口構造の変化に伴い、様々な資源制約に直面する一方で、住民ニーズは多様化・複雑化している。地域の持続性を保ちながら、住みやすいまちづくりを進めるためには、地域活動の担い手の確保とコミュニティの維持が急務である。

市民意識調査によれば、市民の市民活動への参加意向は令和元年度の57.9%から令和7年度には36.9%へと大幅に低下した。また、自治会加入率も令和7年度は66.9%と下落傾向が続いている。これまで継続して、自治会活動のあり方の見直しと、地域の特性に応じた様々な活動のあり方への転換を指摘してきたが、自治会の活動内容や担い手は硬直化し、現役世代や次代を担う若者の参画が進んでいない実態があるのではないかと。

こうしたなか、令和7年度には、校区まちづくり連絡協議会に「自治会活性化に関する検討委員会」が設置され、現状を踏まえた自治会のあり方について検討を始められたことは、一歩前進と評価する。しかし、同委員会においても、その検討の場に若者の声を取り込む仕組みを欠いている。DXとしての校区LINEの活用も、現状では広報紙の配信に留まり、利便性向上や双方向のコミュニケーションには至っておらず、十分に活用されていない。また、若者の高いボランティア意識を地域活動へつなげる検討もなお不十分である。

少子高齢化の中で、画一的かつ過度な負担を伴う活動スタイルのままでは、組織の維持自体が困難となる。今後は、財政支援の最適化も含めて、住民や多様な主体が無理なく、緩やかにつながり、持続できる次世代型の地域コミュニティのあり方について、関係部局とも緊密に連携し、全庁一丸となって見直しを推進されたい。

- (2) セーフコミュニティの取組については、平成25年度の国際セーフコミュニティ認証取得から12年が経過し、各種指標の改善など一定の成果は認められる。しかし、市民の認知度は「知らない」が74.7%に達し、これまでの監査指摘にもかかわらず改善が見られない。市民の高い安全・安心への意識と、セーフコミュニティとしての取組とが乖離している実態は否めない。

SNS等を用いた若年層への周知には一定の意義があるものの、まずは市職員が活動の理念を「自分事」として理解し、実践することが不可欠である。新規採用職員研修などを通じ、庁内から機運の醸成を図られたい。

令和8年度は次期国際認証取得に向けた方針を決定することであるが、全国の認証自治体の状況を見ると、これまで認証を受けた17自治体のうち、すでに6自治体が認証更新を行っておらず、さらに厚木市や鹿児島市も次期認証更新を行わないという方針を決定している。このような状況も踏まえて、方針決定に際しては、これまで以上に安全安心指標との因果関係を客観的に検証されたい。認証の継続を目的化することなく、費用対効果を厳格に精査し、真に実効性の高い取組へと再構築されたい。